

北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を求める意見書

北朝鮮は、我が国を始めとする国際社会の制止を無視して4回目の核実験を行い、その後さらに弾道ミサイルの発射を強行した。

北朝鮮による日本人拉致問題が全く進展しない中での度重なる暴挙は、北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく損なう挑発行為であり、断じて容認できない。

今回、政府は新たな制裁措置として、再入国禁止の対象を核・ミサイル技術者に拡大したほか、全ての北朝鮮籍船舶の入港禁止などの日本独自の制裁措置を決定したところ、北朝鮮は、ストックホルム合意に基づく日本人拉致被害者及び特定失踪者らに関する全面的な再調査の中止と特別調査委員会の解体を表明した。

政府認定の12名の拉致被害者の帰国が実現していない状況が続いており、また、富山県関係者8名を含め、北朝鮮によって拉致された可能性が排除できない多くの方も引き続き存在していることを忘れてはならない。

これまで北朝鮮は、調査報告の先送りを一方的に通告するとともに、その後に至っても、報告を行うことなく、不誠実な対応を重ねて続けてきたことを踏まえ、今こそ我が国は、独自の制裁措置を具体的な成果につなげるよう、これまで以上に強い態度を実行に移し、拉致問題解決に向け、対処すべきである。

よって、国会及び政府におかれては、関係各国との緊密な連携及び国連を中心とする多国間の協議等を踏まえつつ、「対話と圧力」、「行動対行動」という一貫した方針の下、さらなる強い制裁を含むあらゆる手段を講じて、最重要課題である全ての拉致被害者の方々の一刻も早い帰国の実現に向け、全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

富山県入善町議会